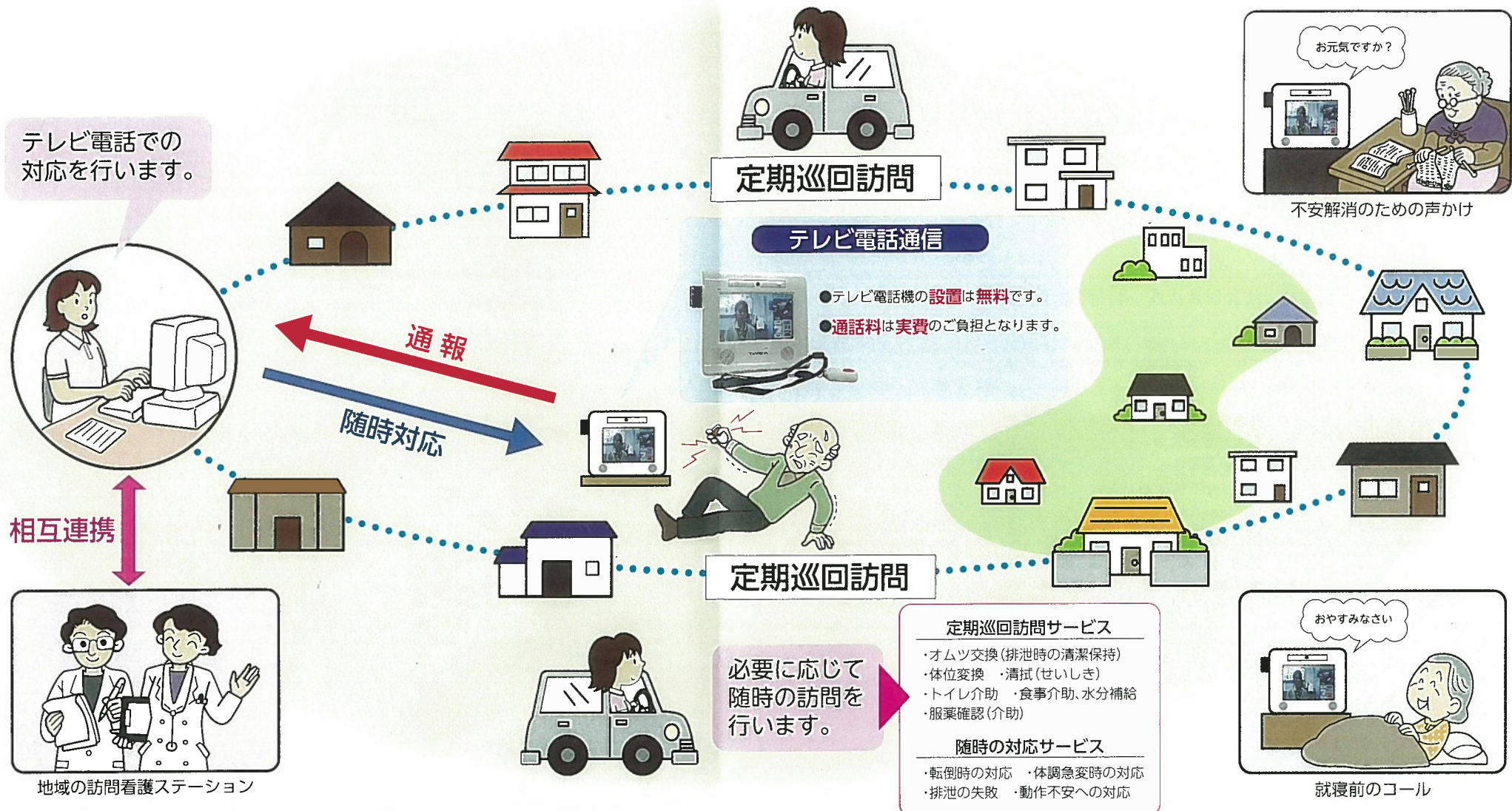


# テレビ電話による24時間365日の安心サービス



## サービスの特徴

24時間体制で、利用者の心身の状況に応じて、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上で必要なサービスを利用者の生活リズムにあわせた適切なタイミングで柔軟に提供します。短時間の定期巡回訪問に加え、随時の対応を致します。また介護、看護サービスを一体的に提供します。

## 利用できる方

- 要介護1～5と認定されている方で、
- ・重度者を始めとした、身体介護サービスを中心とした1日複数回サービスの必要な方
  - ・在宅生活に不安のある方







## 料金表

### 定期巡回・随時対応サービスの介護報酬(基本単位)

	連携型事業所 介護分を評価
要介護 1	6,670単位
要介護 2	11,120単位
要介護 3	17,800単位
要介護 4	22,250単位
要介護 5	26,700単位

連携先訪問看護事業所を利用する場合の訪問看護費(連携先で算定)



2,920単位
3,720単位

※テレビ電話の通話料は、実費をいただきます。

(2012年4月1日現在)

### 定期巡回・随時対応サービスの介護報酬(他サービスの利用)

(通所系サービス利用時の1日当たり減算額)

	介護・看護利用者	介護利用者
要介護 1	▲201 単位	▲145 単位
要介護 2	▲302 単位	▲242 単位
要介護 3	▲450 単位	▲386 単位
要介護 4	▲550 単位	▲483 単位
要介護 5	▲661 単位	▲580 単位

(短期入所利用時の1日当たり日割り単価)

	介護・看護利用者	介護利用者
要介護 1	305 単位	219 単位
要介護 2	458 単位	366 単位
要介護 3	682 単位	586 単位
要介護 4	833 単位	732 単位
要介護 5	1,002 単位	878 単位

#### 通所系サービス利用例

- 要介護3の介護・看護利用者
- 月8回通所介護を利用

$20,720 \text{円} - (450 \text{円} \times 8 \text{回}) = 17,120 \text{円}$   
(利用者負担全体としては、これに通所介護費が追加)

#### ショートステイ利用例

- 要介護3の介護・看護利用者
- 月8日短期入所生活介護を利用

$682 \text{円} \times (30 \text{日} - 7 \text{日}) = 15,686 \text{円}$   
(利用者負担全体としては、これに短期入所生活介護費が追加)  
※退所日については減算の対象としない

### 定期巡回・随時対応サービスの介護報酬(加算)

加算名等	単位数	備考(算定要件等)
中山間地域等に居住する者にサービス提供する場合の加算	所定金額 × 5%	通常の事業の実施地域を越えて中山間地域にサービス提供する場合に加算
初期加算	30単位	利用開始日以降30日間に限り加算
介護職員処遇改善加算	(I) 所定単位数 × 4.0%	介護職員の賃金改善に取り組む事業所に加算
市町村独自報酬	500単位を上限	市町村が定める要件を満たす場合に加算

※ [ ] については、区分支給限度基準額の算定対象外

※東京都23区は、1級地地域区分の適応地域となるため、各単位に18%上乘せとなります。